

母子保健における心理社会的側面からの支援研修

学校保健の現状を踏まえた支援について

水戸市立緑岡中学校
養護教諭 権田 多美子

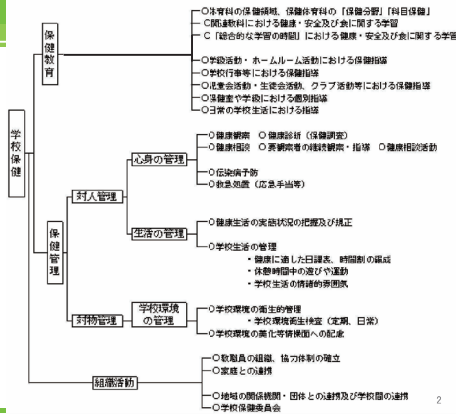
本日の内容

- はじめに
- 学校保健の現状（子供たちを取り巻く健康課題）
- 学校における支援
- 保健行政と学校の連携
- おわりに

学校保健について

- 学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること
- 学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと
- 自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成すること

養護教諭が中核的役割を果たす



養護教諭について

○いわゆる「保健室の先生」

学校教育法第37条第12項

養護教諭は、児童の養護をつかさどる

- 保健管理
- 保健教育
- 保健組織活動
- 保健室経営
- 健康相談



子供のメンタルヘルス

【養護教諭が過去1年間に把握した心の健康に関する主な事項】

※平成27年1月から平成28年9月末日

(千人当たりの児童生徒数) 単位：人

心の健康に関する主な事項	小学校	中学校	高等学校
いじめに関する問題	7.4	7.7	1.8
友達との人間関係に関する問題	12.9	22.3	16.3
家族との人間関係に関する問題	3.4	9.8	8.8
教職員との人間関係に関する問題	1.5	3.0	2.8
児童虐待に関する問題	2.6	2.7	1.1
不眠等の睡眠障害に関する問題	0.5	2.5	2.7
過換気症候群	0.5	3.7	3.6
性に関する問題	0.3	2.0	2.0
拒食や過食等の摂食障害に関する問題	0.3	0.9	1.1
リストカット等の自傷行為に関する問題	0.3	4.3	2.4
精神疾患（統合失調症、うつ等疑いを含む）に関する問題	0.3	2.0	2.6
発達障害（疑い含む）に関する問題	24.2	21.2	8.9

「保健室利用状況に関する調査報告書 - 平成28年度調査結果 -」

平成30年2月発行
公益財団法人 日本学校保健会

保護者からの相談

【調査期間における保護者の保健室利用状況】

※平成27年1月から平成28年9月末日

単位：%

学校規模	小学校	中学校	高等学校
小規模校 (149人以下)	39.4	31.1	20.0
小規模校 (150~299人)	51.7	48.1	42.6
中規模校 (300~499人)	69.5	56.3	37.4
大規模校 (500人以上)	76.5	57.0	52.6
大(複数配置校)(500人以上)	81.7	64.3	55.2
全体	57.9	48.4	47.8

「保健室利用状況に関する調査報告書 - 平成28年度調査結果 -」
平成30年2月発行 公益財団法人 日本学校保健会

養護教諭の職務の特質

- 全校の子供を対象としており、入学時から経年的に成長・発達を見ることができる。
- 活動の中心が「保健室」である。
- 子供は心の問題が身体症状として現われやすいので、問題を早期に発見しやすい。
- 不登校傾向者、非行や性に関する問題など、問題を抱えている子供と保健室でかかわる機会が多い。
- 職務の多くが、学級担任をはじめとする教職員、学校医等、保護者等との連携の下に遂行される。

「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」
平成23年8月 文部科学省

6

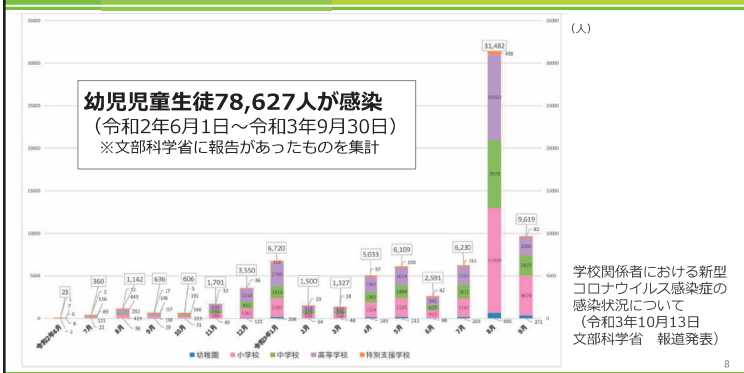
子供たちを取り巻く健康課題

多様化・複雑化

- # 生活習慣の乱れ
- # 不登校
- # 新型コロナを含む感染症
- # 貧困
- # 性に関する問題
- # 児童虐待
- # 肥満・痩身
- # 集団生活等への不適応
- # アレルギー疾患の増加
- # いじめ
- # 「ヤングケアラー」
- # メンタルヘルスの問題



新型コロナウイルス感染症の感染状況（児童生徒等）



8

学校保健の現状（子供たちの健康課題）

【長期欠席】

- 小・中学校における長期欠席者数（年度内30日以上欠席）
287,747人（前年度252,825人）

このうち新型コロナウイルスの感染回避によるもの	20,905人
病気によるもの	44,427人
経済的理由によるもの	33人
不登校によるもの	196,127人

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査結果」
令和3年10月 文部科学省

9

学校保健の現状（子供たちの健康課題）

【不登校の現状】

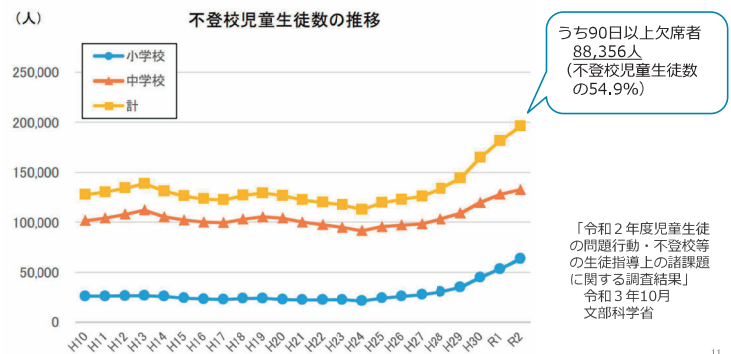
- 小・中学校における不登校児童生徒数
196,127人（前年度181,272人）
在籍児童生徒に占める割合は2.0%（前年度1.9%）
- 過去5年間の傾向として、小・中学校ともに増加している
- 不登校児童生徒の65.7%に当たる128,833人の児童生徒が、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査結果」
令和3年10月 文部科学省

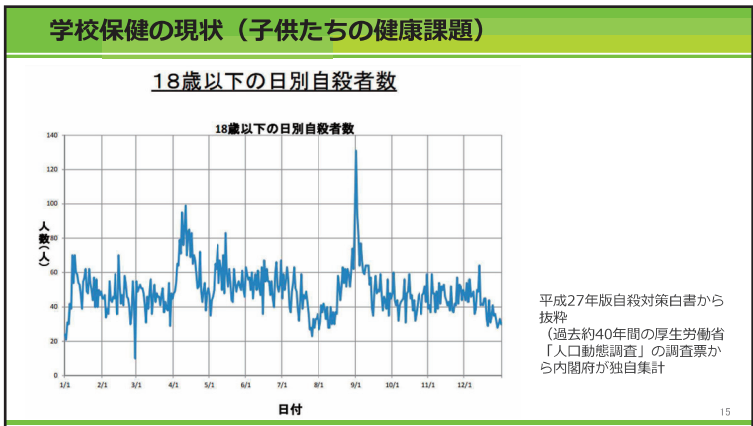
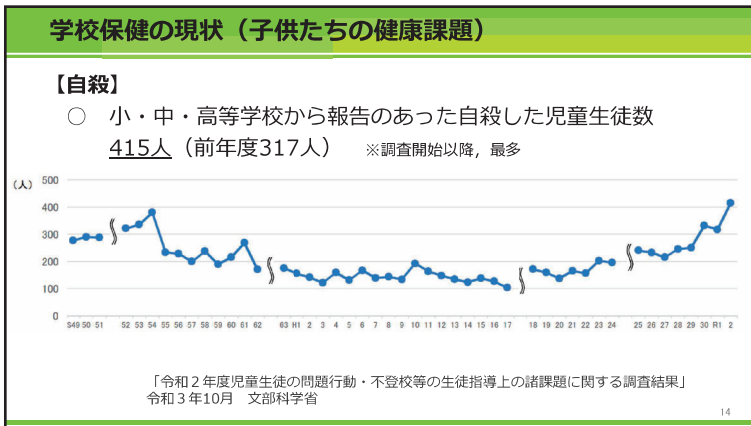
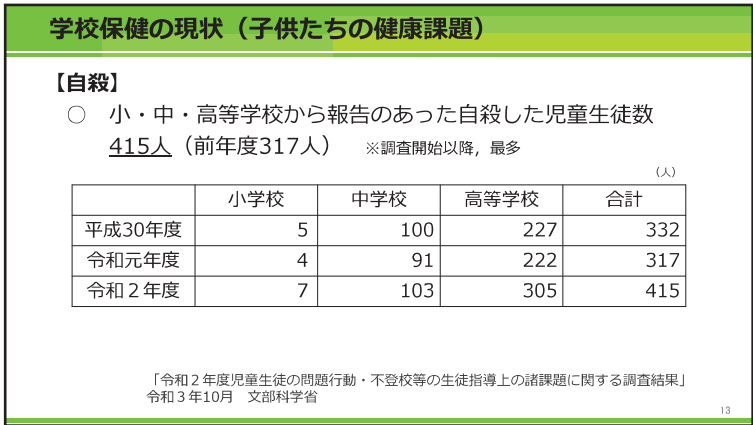
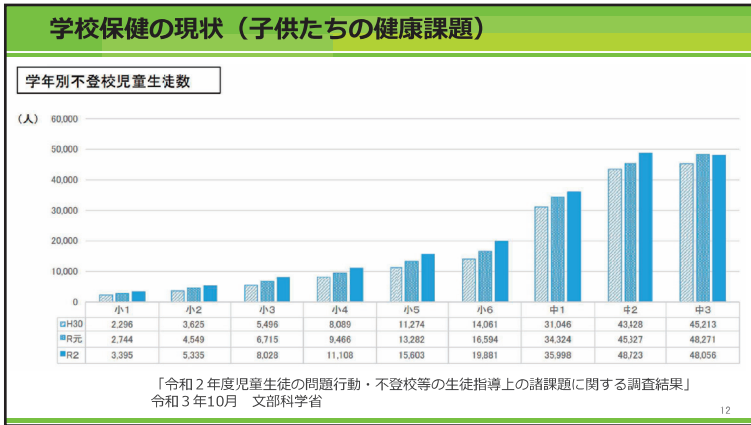
10

学校保健の現状（子供たちの健康課題）

不登校児童生徒数の推移



11

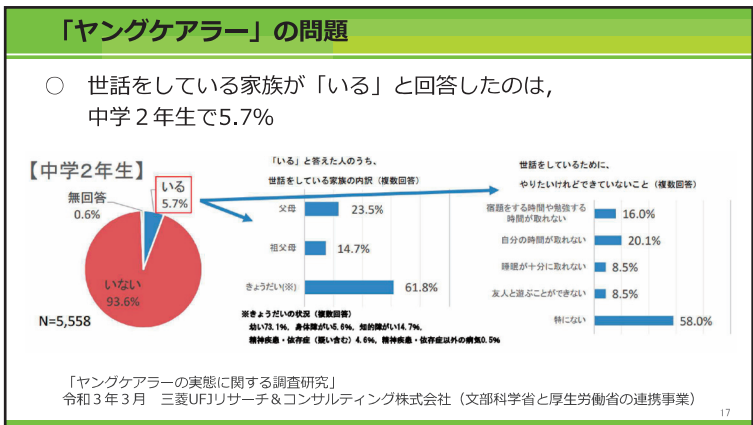


学校保健の現状（子供たちの健康課題）

自殺した児童生徒が置かれていた状況（複数回答可）

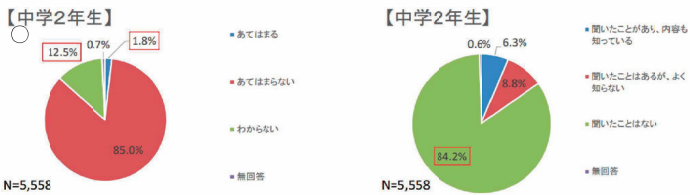
	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	0	17	36	53
父母等の叱責	1	21	11	33
学業不振	0	9	11	20
進路問題	0	10	34	44
教職員との関係で悩み	0	2	2	4
友人関係（いじめを除く）	2	9	14	25
いじめの問題	1	5	6	12
病弱等による悲観	0	3	10	13
えん世	0	6	16	22
異性問題	0	0	11	11
精神障害	0	6	40	46
不明	5	50	163	218
その他	0	10	6	16

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査結果」
令和3年10月 文部科学省



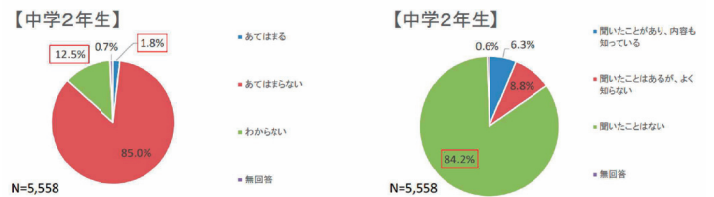
「ヤングケアラー」の問題

- 自分を「ヤングケアラー」と自覚している子供は1.8%、「わからない」とした子供が12.5%



「ヤングケアラー」の問題

- 自分を「ヤングケアラー」と自覚している子供は1.8%、「わからない」とした子供が12.5%
- 「ヤングケアラー」の認知度は低く「聞いたことはない」が8割以上



「ヤングケアラー」の問題

- 学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援

	調査数 (n)	割合 (%)	その他	無回答
話を聞いてほしい	319	12.9		
相談の仕方を教えてほしい	3.1	2.2		
自分が行っているお世話の一人やサードがほしい	3.4	2.5		
自分が行っているお世話のすべてを代わりにしてくれる人やサードがほしい	19.4	16.3		
自由に使える時間がほしい				
将来の相談のつてほしい				
学校医、SC・SSW等	21.3	9.4		
家庭への経済的な支援	9.1	1.6		
わからない	45.8	5.3		
その他				
特になし				
無回答				

※「世話をしている家族がいる」と答えた者の回答

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
令和3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（文部科学省と厚生労働省の連携事業）

学校における支援対象者の把握

- 学級や保健室等での児童生徒の対応を通して相談の必要性があると判断された者
- 日常の健康観察の結果、継続的な観察指導を必要とする者（欠席・遅刻・早退の多い者、体調不良が続く者等）
- 健康診断の結果、継続的な観察指導を必要とする者
- 相談を希望する者
- 保護者等の依頼による者
- 修学旅行、遠足、運動会、対外運動競技会等の学校行事に参加させる場合に必要と認められた者
- その他

「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」を改定
平成23年8月 文部科学省

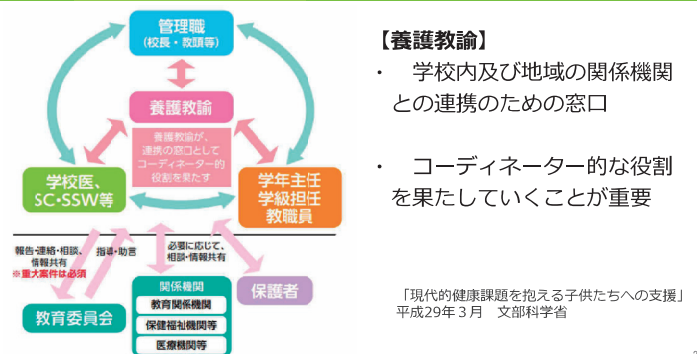
学校における支援

- 相談できる学級経営・保健室経営
- 自他の健康に興味・関心を持たせるための健康教育の充実
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 子供や保護者が相談できる外部機関の周知
- 日常的な観察による情報収集と共有
- 学校内外の支援体制整備（外部との連携）

児童生徒の課題の背景は複数の要因（家族の経済状況、家族の問題、交友関係、地域性等）が複雑に絡んでいることがある。

理由や背景によって、必要とされる支援や支援方法が異なる。

支援体制の整備



保健行政へ携わる皆様へ

【保健行政と学校の連携強化のために】

- 主管する事業のさらなる周知・発信
- 地域の課題や目標、各種計画を学校と共有
- 「地域の専門機関」として学校教育への参画
- 個別支援が必要な子供や保護者の情報共有
- 「専門的知見」が必要な場合の窓口
- 既存事業の拡充の検討・現組織体制の見直し



24

主管する事業のさらなる周知・発信

○ 学齢期の子供及びその保護者が受けられる支援

スクールソーシャルワーカーと連携しながら、学校が子供や保護者に提供できる有益な情報

○ 学校等が活用できる事業や相談先（窓口）

出前授業の講師派遣や「専門的知見」が必要な場合の相談先の情報（連絡先、費用、対象者等）

学校関係者へ広く周知

25

地域の課題や目標、各種計画を学校と共有

【学校保健計画への参画】

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）

（学校保健計画の策定等）

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

26

地域の課題や目標、各種計画を学校と共有

【学校保健計画への参画】

- ・ 地域の課題等に関する情報提供、助言・指導
- ・ 各段階における目標の共有

令和0年度 学校保健年間計画例（小学校）

月	保健活動	保健管理		保健活動	保健活動	保健活動	保健活動
		対人管理	対物管理				
1	自分や周りの保健意識を高めること（保健活動）	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導
2	保健活動（保健活動）	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導
3	保健活動（保健活動）	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導
4	保健活動（保健活動）	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導
5	保健活動（保健活動）	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導
6	保健活動（保健活動）	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導	・ 保健活動 ・ 健康診断の促進と実施 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導 ・ 健康診断の結果を踏まえた健康診断後の指導

「保健主事のための実務ハンドブック—令和2年度改定—」令和3年3月発行 公益財団法人 日本学校保健会

27

地域の課題や目標、各種計画を学校と共有

【学校保健委員会への参画】

○ 学校保健委員会（構成例）

学校保健委員会	構成例
校長・教頭等	
教職員代表	保健主事、養護教諭、保健部教諭、栄養教諭 教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健体育主任
児童生徒代表	児童生徒会会長、児童生徒会保健委員 他生徒委員会や体育委員会などの議題に関する委員会
保護者代表	PTA役員、各学年委員長、各学年保健委員、各部委員長
指導・助言者	学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラー
関係機関代表	教育委員会、保健所、市町村保健衛生係、児童相談所 警察署、民生（児童）委員
地域の人々	商店、企業、町会関係者など

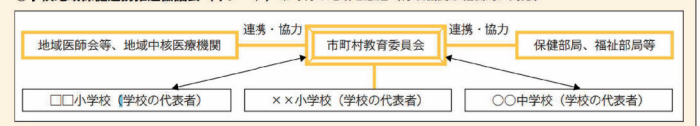
「保健主事のための実務ハンドブック—令和2年度改定—」令和3年3月発行 公益財団法人 日本学校保健会

28

地域の課題や目標、各種計画を学校と共有

【学校保健委員会への参画】

○ 学校地域保健連携推進協議会（イメージ）市町村の地域を想定（行政機関が組織的に対応）



地域が一体となって課題解決に取り組む体制づくり

「保健主事のための実務ハンドブック—令和2年度改定—」令和3年3月発行 公益財団法人 日本学校保健会

29

個別支援が必要な子供や保護者の情報共有

- 個人情報保護、児童生徒及び保護者のプライバシーの観点に留意しつつ、情報を適切に管理した上で迅速な共有を図る。

- ・ 虐待等のハイリスク家庭
- ・ 学齢期で顕在化した課題に対する助言
(成育歴、家族構成、経済状況、制度の利用状況等)
- ・ 就学時健康診断における情報交換の場を設定
- ・ 要保護児童対策地域協議会(要対協)の対象とならない場合の情報共有する方法を確認

問題意識の共有・効果的な継続支援

30

児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移(厚生労働省)

年度	児童相談所	児童相談所	児童相談所		児童相談所		児童相談所		児童相談所		児童相談所		児童相談所		児童相談所		児童相談所		児童相談所		児童相談所		
			児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所	児童相談所
21年度	1,342 (6.8%)	12,175 (58.8%)	7,615 (35.8%)	504 (2.3%)	2,867 (13.3%)	1,283 (5.9%)	187 (0.9%)	4,608 (21.4%)	474 (2.2%)	797 (3.7%)	814 (3.8%)	226 (1.0%)	1,715 (7.9%)	6,600 (30.6%)	208 (0.9%)	1,708 (7.8%)	4,858 (22.6%)	209 (0.9%)	4,040 (18.7%)	44,211 (203.8%)			
22年度	6,808 (31.8%)	12,175 (58.8%)	605 (2.8%)	3,152 (14.7%)	1,224 (5.7%)	372 (1.7%)	5,535 (25.7%)	450 (2.1%)	882 (4.1%)	227 (1.0%)	155 (0.7%)	2,116 (9.8%)	5,133 (23.8%)	208 (0.9%)	216 (1.0%)	5,197 (23.9%)	254 (1.2%)	4,904 (22.7%)	58,384 (273.1%)				
23年度	8,849 (41.3%)	12,811 (59.7%)	741 (3.4%)	3,821 (17.7%)	1,282 (5.9%)	340 (1.6%)	6,160 (28.3%)	368 (1.7%)	882 (4.1%)	202 (0.9%)	2,310 (10.6%)	11,142 (51.1%)	220 (1.0%)	218 (1.0%)	5,936 (27.2%)	313 (1.4%)	5,195 (23.8%)	313 (1.4%)	59,919 (276.7%)				
24年度	8,844 (41.3%)	13,751 (63.1%)	710 (3.3%)	4,165 (19.2%)	1,220 (5.6%)	424 (1.9%)	6,339 (29.2%)	379 (1.7%)	909 (4.2%)	221 (1.0%)	2,653 (12.2%)	16,003 (73.7%)	333 (1.5%)	211 (0.9%)	6,300 (28.9%)	303 (1.4%)	5,000 (22.9%)	303 (1.4%)	66,701 (305.9%)				
25年度	8,947 (41.7%)	13,864 (63.4%)	816 (3.8%)	4,835 (22.6%)	1,195 (5.5%)	375 (1.7%)	5,423 (25.0%)	292 (1.3%)	881 (4.0%)	179 (0.8%)	179 (0.8%)	2,525 (11.6%)	21,223 (97.4%)	225 (1.0%)	219 (1.0%)	6,006 (27.7%)	279 (1.3%)	5,723 (26.4%)	73,802 (340.1%)				
26年度	9,802 (45.3%)	15,034 (69.1%)	848 (3.9%)	5,306 (24.4%)	1,448 (6.6%)	482 (2.2%)	5,625 (25.7%)	353 (1.6%)	908 (4.1%)	155 (0.7%)	2,965 (13.6%)	29,772 (137.1%)	225 (1.0%)	209 (0.9%)	6,719 (30.7%)	278 (1.2%)	7,443 (33.8%)	98,931 (454.1%)					
27年度	10,936 (50.0%)	17,411 (79.0%)	930 (4.2%)	6,272 (28.5%)	1,428 (6.5%)	428 (1.9%)	5,768 (26.1%)	338 (1.5%)	1,047 (4.7%)	192 (0.8%)	3,078 (13.9%)	38,224 (173.1%)	179 (0.8%)	288 (1.3%)	7,546 (34.3%)	349 (1.6%)	7,848 (35.5%)	103,285 (471.1%)					
28年度	11,835 (53.5%)	17,426 (79.1%)	1,108 (5.0%)	6,747 (30.5%)	1,499 (6.8%)	428 (1.9%)	6,174 (27.8%)	306 (1.4%)	847 (3.8%)	203 (0.9%)	3,109 (14.1%)	34,812 (157.1%)	157 (0.7%)	248 (1.1%)	8,264 (37.4%)	338 (1.5%)	8,447 (38.1%)	122,575 (556.1%)					
29年度	11,835 (53.5%)	17,426 (79.1%)	1,108 (5.0%)	6,747 (30.5%)	1,499 (6.8%)	428 (1.9%)	6,174 (27.8%)	306 (1.4%)	847 (3.8%)	203 (0.9%)	3,109 (14.1%)	34,812 (157.1%)	157 (0.7%)	248 (1.1%)	8,264 (37.4%)	338 (1.5%)	8,447 (38.1%)	122,575 (556.1%)					
30年度	11,835 (53.5%)	17,426 (79.1%)	1,108 (5.0%)	6,747 (30.5%)	1,499 (6.8%)	428 (1.9%)	6,174 (27.8%)	306 (1.4%)	847 (3.8%)	203 (0.9%)	3,109 (14.1%)	34,812 (157.1%)	157 (0.7%)	248 (1.1%)	8,264 (37.4%)	338 (1.5%)	8,447 (38.1%)	122,575 (556.1%)					
元年度	11,799 (53.3%)	25,285 (116.4%)	1,063 (4.8%)	9,313 (42.4%)	1,652 (7.5%)	467 (2.1%)	8,888 (40.4%)	388 (1.8%)	816 (3.7%)	1,255 (5.7%)	232 (1.0%)	3,676 (16.7%)	38,473 (175.1%)	148 (0.7%)	226 (1.0%)	13,656 (61.4%)	447 (2.0%)	12,168 (55.2%)	193,780 (881.1%)				
22年度(速報値)	11,763 (53.2%)	27,641 (126.3%)	2,115 (9.7%)	9,845 (45.3%)	1,463 (6.7%)	705 (3.2%)	6,264 (28.5%)	408 (1.8%)	1,607 (7.4%)	233 (1.0%)	3,427 (15.6%)	40,814 (186.1%)	150 (0.7%)	479 (2.2%)	13,643 (61.4%)	553 (2.5%)	12,871 (58.3%)	205,029 (933.1%)					

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
※ 平成22年度は、東京都大塚支庁の都合により、掲載数を除いて集計した数値である。

31

児童虐待のリスク要因

○子供側のリスク要因

未熟児、障害、多胎、慢性疾患 等

○保護者側のリスク要因

若年の妊娠・出産、知的障害、精神障害 等

○養育環境のリスク要因

ひとり親家庭、子連れの再婚、経済的に不安定な家庭、不自然な転居 等

リスク要因に関する情報を得ていれば、注意深く子供や子供を取り巻く状況を見ていくことができる。

要対協の対象とならない家庭の情報

「子供たちを児童虐待から守るために—養護教諭のための児童虐待対応マニュアル—」
平成26年3月 公益財団法人 日本学校保健会

32

既存事業の拡充の検討・現組織体制の見直し

○対象者の拡充

主管する事業等において、予算や人員、施設設備等を踏まえた上、対象者を学齢期以降の子供及びその保護者に延長・拡大できるものがあるか検討する。

○学校関係者の参画機会の拡充

運営協議会、実務者会議、個別ケース検討会議等へ養護教諭を含めた学校関係者をさらに参画させられるものがあるか検討する。

33

「地域の専門機関」として学校教育への参画

【性に関する指導(児童生徒と子育て世代の交流)】

- ・ 出前授業
- ・ 乳幼児ふれあい体験
- ・ 1歳6か月児健診や3歳児健診の補助
- ・ 育児サロン、育児サークルへの関わり



他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近なものとして意識し、愛着の感情を醸成

将来、子育てに関わったときの貴重な予備体験

34

「地域の専門機関」として学校教育への参画

【生命(いのち)の安全教育】

- ・ 子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう発達段階に応じた教育・啓発を推進
- ・ 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すもの。

令和3年4月16日付け通知
「子供や若者を性暴力の当事者にならないための「生命(いのち)の安全教育」の教材等について」

水ぎでかかれるところは
じゅんだけの
たいせつなところだからだよ



(小学校低学年用教材)



(中学校用教材)

35

「地域の専門機関」として学校教育への参画



SOSの出し方に関する教育を
推進するための指導資料

【SOSの出し方に関する教育】

- ・ 自殺予防教育の柱の一つ
- ・ 命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要である
- ・ 少なくとも年1回実施するなど積極的に推進

平成30年1月23日付け通知「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合などにおける対処の仕方を身につける等のための教育の推進について」

(東京都教育委員会教材)

36

「地域の専門機関」としての学校教育への参画

【SOSの出し方に関する教育】

市町村、地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会等の属する保健師、社会福祉士等の参画により期待されること

- ・ 児童生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる。
- ・ 児童生徒の保護者も含めた世帯単位での支援が可能となる。
- ・ 学校と地域の専門家との間で協力・連携関係の構築につながる事が期待され、地域生活課題の解決に資するものである。

平成30年1月23日付け通知「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合などにおける対処の仕方を身につける等のための教育の推進について」

37

関係者の連携による切れ目のない支援を！



38